

『三井鉱山五十年史稿 卷十八』より第十三編 職員 第五章 社宅施設

池上, 重康
北海道大学 : 助教

<https://doi.org/10.15017/1807804>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 32, pp.181-196, 2017-03-24. 九州大学附属図書館
付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン :
権利関係 :



【資料紹介】『三井鉱山五十年史稿 卷十八』より 第十三編 職員 第五章 社宅施設

池 上 重 康

〈解題〉

『三井鉱山五十年史稿』（以下『五十年史稿』）は、三井鉱山が三池炭鉱社の設立から五十年目にあたる一九三九（昭和十四）年に、記念事業の一つとして社史の編纂を決定、各事業所が編集にとりかったものの、戦時体制下であったことも影響し、稿本の段階で事業が終了したものである。なお、田川鉱業所、本洞鉱業所、山野鉱業所、三池製作所、三池製錬所、三池鉱業所の各沿革史は昭和十七年までに上梓された。この経緯に関しては、田中直樹による既報^{〔1〕}に詳細が記述されている。

『五十年史稿』は全二十巻からなり、手書きのガリ版刷り藁半紙を半折したものをハードカバー製本としている。印刷物ではあるものの、管見では公益財団法人三井文庫以外に所蔵を確認できない。また、この『五十年史稿』をタイピングし四分冊にまとめた『三井鉱山五十年史稿抜粋』が三井金属礦業株式会社修史委員会から出版されているが、奥付に出版年の記載がなく、かつ管見では一橋大学附属図書館以外に所蔵を確認で

きない。表題に「抜粋」とあるように、本文中の一部図表や、『五十年史稿』では巻末に添付されている附属図表が割愛されている。

『五十年史稿』は「鉱業史研究のバイブル^{〔2〕}」と評価されているが、前述のように所蔵機関が限られ、かつ、史料の管理・保護の関係上、相互貸借サービスを提供してないこともあり、少なくとも筆者の専門である建築史の分野では、これを基礎資料とした研究は行われてこなかった。筆者は、これまでに社宅研究の基礎資料として鉱山実習報文の目録を報告^{〔3〕}し、主に実習報文を基礎資料とした論考をまとめた『社宅街——企業が育んだ住宅地^{〔4〕}』を共同で著し、以後、同書に所載できなかった炭鉱の社宅街についても研究を重ねてきた^{〔5〕}。しかしながら、実習報文をも凌駕する社宅に関する第一級の史料群との邂逅は、自身の史料探査の闕如に慚愧の至りである。

三井系企業の炭鉱社宅街研究に取り掛かるにあたり、『五十年史稿』の社宅関連の記述を翻刻することが肝要と考え、本誌の紙幅を借りて、手始めに「職員社宅」から紹介することにした。なお、鉱夫（労働者）社

宅は、「巻十六 第十編 労務」に福利厚生施設とともに紹介されている。また、前述した各鉱業所の沿革史でも、「職員」の中に職員社宅の、「労務」中に労働者社宅の記述や附図がある。これらについても稿を改めて翻刻の上、紹介していく所存である。

『五十年史稿』は手書きのガリ版刷りであるため、インクの乗りが悪く判読不明な文字が散見される。また、誤字脱字も多いが、翻刻の際は、そのまま表記した。

「第一節 概説」では、三池、田川、山野の各鉱山について述べた後、神岡（岐阜）、川上（樺太）、串木野（鹿児島）、砂川（北海道）、内川（樺太）、基隆（台湾）、太平洋釧路（北海道）の各鉱業所の概要を表記する。田川に関しては、「社宅増築の経過は左の如くである」との記述があるが、肝心の経過を示した表が欠落している。

「第二節 社宅管理の変遷」では、職員社宅といえども供給に苦心していた様子が窺える。特に三池では明治時代は冒頭の概説でも書かれるように供給すべき社宅が不足し、市中の一般住宅を借家していた。大正七年一〇月以降の三年半の間は、社宅は無料で貸与されたが、第一次世界大戦後の不況の煽りを受け、再び社宅料を徴収するようになった。社宅料は綿密な計算式を規定し、順次引き上げられたものの、昭和初期の恐慌期には市中の借家の家賃が低廉化し社宅料よりも安価となり、結果として空き社宅が生ずるにいたった。この本末転倒に対し、社は社宅料の更なる緩和に踏み切った。

「第三節 構造設備の変遷」では、明治時代は神岡、三池、山野、田川の社宅の仕様を詳述する。

大正時代は第一次世界大戦後の中流階級の住宅ブームが社宅にも影響

を与えた様子を記述している。注目すべきは、大正十二年七月に実施された社内役員社宅コンペである。日本で最初の住宅コンペは一九一六年に雑誌『住宅』でおこなわれた「改良中流住宅の設計」であり、社宅に関しては、一九一八年に工業教育会が主催した「理想的職工社宅」懸賞設計である⁶。管見では、職員社宅コンペの嚆矢として位置づけうる。この懸賞社宅設計については、募集の主旨のみを記しているが、三井文庫所蔵史料中に募集から当選入賞者の発表までの一連の文書および図面を確認した。世相を反映してか、「普通社宅」のみならず、「社宅町」と「アパートメント式社宅」が募集された。同年八月に各事業所に募集が通達されたが、翌月の関東大震災が影響してか、応募数が低調に終わり、翌年三月、再度募集し、八月に締め切った。応募総数は六事業所から三〇名、二二九案であった。三池鉱業所からの応募数が最も多い。内訳は、普通社宅はA・F級の六種に計二百十五案で、社宅町四案、アパートメント式社宅一〇案であった。「普通社宅」は各級に一人入選者がいたが、「アパートメント式社宅」と「社宅町」は三等入選者がそれぞれ二名に留まった。図1はA級一等等当選案、図2はB級一等等当選案の設計図面である。なお、この懸賞社宅設計については、別稿でより詳細な報告を予定している。

昭和時代には、再度懸賞設計を行っている。こちらは募集要項から、その結果まで詳細に記述している。先の大正時代のコンペは役員社宅だけであったのに対し、昭和のコンペでは、役員社宅と労働者社宅の両方を募集した。ここに示している「社宅の種類」はあくまで役員社宅のものである。ちなみに「巻十六 第十編 労務 第四項 住居管理」には、このコンペに関する記述は一切ない。なお、ここに紹介される『懸賞住

『宅設計図集』は、事業所備付け五冊、個人用百十二冊の計百十七冊が頒布されたが、三井文庫をはじめ、三井鉱山関連会社に所蔵を確認できなく、先日、古書店での在庫をインターネット上で確認したが、残念ながら入手には至らなかった。当図集について心当たりのある方はご一報いただければ幸いである。

巻末に添付の付属図表は三十三枚の職員社宅間取図で、内訳は砂川十枚、芦別一枚、神岡十二枚、田川五枚、山野四枚、三池一枚である。砂川と芦別には寒冷地住宅を特徴付けるものとして「ペチカ」を確認できる(図3)。また、三池は間取の沿革を種別、年代順に一覧表としてまとめている(図4)。

注

- (1) 田中直樹「筑豊石炭礦業史研究文献資料目録・抄―その三―」(『エネルギー史研究ノート』第二号、一九七三年、西日本文化協会、二二―二七頁)。
- (2) 『九州石炭礦業史目録 第一集』(一九七〇年、西日本文化協会) 三頁。
- (3) 池上重康ほか「旧帝国大学採鉱・冶金学科「実習報文」一覽(一八七九年―一九五〇年)」(『エネルギー史研究』第二十二号、二〇〇七年、九州大学記録資料館産業経済資料部門、二二―二九頁) など。
- (4) 社宅研究会『社宅街―企業が育んだ住宅地』(二〇〇九年、学芸出版社)。
- (5) 池上ほか「大正・昭和初期の高島炭坑端島坑社宅街の変遷」『日本建築学会大会学術講演梗概集F2』、二〇九〇年、一五九―一六〇頁、池上ほか「南満洲鉄道株式会社撫順炭礦千金寨新市街の形成」(『日本建築学会大会学術講演梗概集DVD 建築歴史・意匠』、二〇一二年、一〇五―一〇六頁)、池上「崎戸炭鉱の社宅街について」(『西海市文化財調査報告書第2集 西

海市炭鉱遺構等調査報告書』第三章第四節、二〇一五年、西海市教育委員会、七六―九〇頁) など。

- (6) 平井直樹、池上ほか二名「明治後期から昭和初期における職工社宅改善の試み―宇野利右衛門の著述に基づく労働者居住施設の歴史的考察 その2―」(『日本建築学会計画系論文集』、第七八巻、第六九二号、二〇一三年、二二三―二三三頁)。

《翻刻》

凡例

文中、判読不明文字は□で表した。

旧字は原則、常用漢字に改めた。

三井鉱山五十年史稿 卷十八

第十三編 職員

第五章 社宅施設

第一節 概説

三池 官業（鉱山局）時代には官舎なく、引継当時は僅かに局長官舎が一棟あつたのみである。「局長さんの一軒以外には造らぬのだから、皆百姓家を借りてゐた。仕方がないから諸国屋といふ宿屋の一間しかない二階を借りて子供と三人で住んだが、流行病が年中絶えない。赤痢です。これは逆もいかぬ。死んでしまふから家を造らう……」。請負に頼むと畳建具付坪八円で出来るといふ。それなら金時計一つ捨てればいゝ、安いものだと思つて建てた。二百四十円で出来ました。」團氏が住人だこの家は、今三池の社宅として山ノ上倶楽部の近くに存してゐる。

引継後、三池では必要に応じ、現場係員の分から順次社宅を建てる事とした

が、明治三十年末に至つてなほ五棟を算するに過ぎなかつた。

「明治二十八年三池へ赴任したが社宅がない。五月橋の傍の十五庵といふ宿屋に泊り、毎晩提灯つけて七浦発電所へ通つた。その後七浦構外の線路際に二軒建の藁葺社宅が出来て引越した。隣りは奥園賢二さんでした……」村川豊三郎氏談

それが四十年末には四十三棟となり、大正の好況時代に激増を見、昭和十四年末には六百七十八棟に達した。大牟田の町形は三井の社宅を著しく変形した程である。しかも、田川山野等の如く全職員を収容する程度には至らず、市内貸家の払底と相俟つて、社宅増設は刻下の急務とされてゐるが、資材の欠乏は容易にこの解決を許さない現状にある。

田川 明治三十三年、田川採炭組譲受当時の職員数は百四十二人、然るに社宅は僅かに三十棟五十三戸に過ぎず、下級職員はやむなく附近の農家に間借り、単身者は下宿して通勤する状態であつた。以来事業の発展に伴ひ、逐次社宅の増築、買収に努め、最近殆んど職員の全部を収容し得るに至つた。社宅増築の経過は左の如くである。

山野 明治三十一年九月、事務長社宅が新築されたが、当時□人の職員は殆んど村方に借家してゐた。

「当鉱ノ如キ辺辟ノ鉱山ニ於テハ村方借家モ家賃騰貴シ居ルタメ役員中薄給独身者数人ヲ合宿セシムル事ハ最モ必要且附近炭山ノ振合モアリ明治三十三年一月九日建坪三六坪五、坪当り金二十八円ノ予算ヲ以テ建築方ヲ申請シタルモ不認可トナリタリ」島田純一氏日記抄

其後社宅ノ建設に伴ひ借家を引払ひ入居せして、合宿所の建設拡大と相俟つて、近來は職員の大部分が社宅に住むやうになつた。

山野鉾業所社宅建設調

年度	本坑社宅		鴨生社宅		漆生社宅		五坑社宅		計		職員数
	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	
明治三二	二	八									九
〃三五	一二	三三									
〃四〇	一七	四三			一	四			一八	四七	五八
〃四五	一八	四四	八	二三	六	一七			三二	八四	八七
大正五	一七	四〇	一三	三三	七	一九			三七	九二	一一五
〃一〇	二〇	四三	二六	五四	一一	二五	六		六三	一三九	二六一
〃一五	二〇	四〇	三三	六六	一八	四四	八		七八	一六六	二三七
昭和五	二〇	四〇	三三	六六	二二	四三	七		八二	一六四	二二七
〃一〇			四四	八九	二〇	四二	一六		七一	一四七	一七八
〃一四			七一	一三五	一三三	四三	一一		一〇五	一九九	二八七

其他各山 神岡は三井組時代からの「役宅」が相当に引継がれた筈で、その後の建設状況は、雪国の特色ある設備と共に興味あるものと思ふが、遺憾ながら資料に乏しく不明である。その他の諸山は比較的近代の発達で、特色も少ないから左に一括表示するのとした。

事業所	年度		職員数	社宅戸数	職員数	社宅戸数	職員数	社宅戸数	職員数	社宅戸数	職員数	社宅戸数
	大正五	〃一〇										
川上鉾業所	一四	一一	七二	五〇	五七	七一	八〇	五九	六八	八六	七〇	
串木野鉾業所	六四	五四	六四	五七	六〇	五二	六三	五七	五七	二四	八三	
砂川鉾業所	七	二二	一〇一	八五	一五四	不明	一九三	一八二	一七四	三五二	二五七	
内川鉾業所	一	一	一	一	一	一	一	二〇	四	二四	一一	
基降社基降鉾業所	一	一	一	一	一四七	一五一	七七	八七	一〇九	七九	九八	
太平洋社銅路鉾業所	一	一	九四	五六	六七	六八	九七	六八	一〇二	七四	二五三	一五一

第二節 社宅管理の変遷

第一項 社宅料

三池では明治二十二年十月「役宅貸渡規則」を制定したが、翌年十月これを改正し、その中で「家屋原価ノ七分ヲ標準トシテ役宅料ヲ査定」「但事務上ノ必要ニ依リ住居セシムルモノハ無料」と定めた。しかし当時三池には社宅が殆んどなかつたから、実際の適用範囲は言ふに足らぬものであつた。

神岡は三井組時代の明治二十一年十一月、「役宅貸与規則」を改正(制定は十九年)、「新築費用悉皆ヲ原価トシ、此百分ノ八ヲ十二等分シ其一を月々ノ借宅料トシテ出収科ヘ納メシムベシ」「原価ハ三年毎ニ評価ヲ更正シテ社宅料ヲ増減」等を定めてゐる。

明治三十年四月、三井鉾山合名会社としての「社宅貸与規則」が出来た。

第一条 事務上ノ必要ニ応ジ特ニ指定ノ場所ニ住居ヲ命ズル者ニハ無料ニテ社宅ヲ貸与スモノトス

第二条 前条規定外ノ事務員嘱託員ニモ時宜ニ依リ社宅ヲ貸渡スコトアルベシ前項ニ依リ貸渡ス社宅ハ時々定ムル所ノ割合ニ従ヒ借家料ヲ徴収ス

各事業所では、右に基き各地の事情に應ずる内規を制定実施した。即ち神岡は「役宅貸与仮規定」(明治三二、二)を以て一等社宅二銭以下五等社宅一銭迄の定率に、建家坪数と畳数を加へた得点数を乗じて社宅料を算出する事を定め、鉾山の都合上社宅外に居住せしむる場合、半額以上全額迄の間で家賃を補給する事をも規定したが、無料貸与の件には何等触れてゐない。三池では「家賃給与標準」(明治三三、九)に於て、従来社宅不足のため市中に借家する者に対し、社費で家賃を支弁したため、自然身分不相応の家に住む傾向となつたのを抑制する手段として、以後月給の一割以内に制限する事としてゐる。田川では「社宅貸与内規」(明治三四、一)を以て、特に指定個所に住居せしむる場合は、無料で社宅を「貸渡スコトアルベシ」とし、其他はすべて一等社宅一ヶ月三円

五十銭以下五等社宅三十銭迄の間に於て、社宅料を徴収する事とした。

かゝる内規は、時々改正される社規を準用し、各地方の事情を参酌して定められたが、久しく社規の改正を見ぬ場合でも、内規は事業所限りで屢々改められた。これを一々記述する事は不可能なので、以下主として社規の変遷のみを窺ふこととする。

1. 社宅無料貸与 大正七年十月、戦時手当の一部として、月給百円以内のものに一割、百円以上に十円迄住宅料を補給する事となつた（従来三池其他で実施され来つた家賃の補給は、これと同時に廃止）、一方社宅居住者にも、右と権衡上から社宅料を免除する事となり、爾来約三年半の間社宅は無料で貸与された。

2. 有料時代に還る 大正十一年五月「社宅貸渡規則」が改正された。第四条に「社宅料及地方税其他ノ公課負担ニ就テハ別ニ定ムル所ニ依ル」とあり、「各事業所社宅料内規」がこれに基いて制定されてゐる。

大正九年の財界恐慌以来緊縮方針が逐次恐慌され、遂に社宅料にも反映して、再び有料時代に戻つたのである。

社宅料の算定は、公平さを期するため甚だ綿密に規定された。

1	建物等級	建物ノ優劣A B C D …… F G ニヨリ点数ヲ異ニス
2	建坪点数	同
3	戸別係数	一戸建ヲ一点トス二戸建三戸建等ニ從ヒ減率ス
4	畳数点数	建物ノ優劣ニヨリ一枚当リ点数ヲ異ニス
5	敷地点数	敷地ノ広狭ニヨリ一坪当リ点数ヲ異ニス
6	条件参酌	位置、衛生、付属建物設備等ノ良否参酌二割以内割引スルヲ得
7	貸率	各事業所別ニ之ヲ定ム

点数は例へば左の如く、

敷地点数		
五〇坪迄		一坪二付
二〇〇坪ヲ超ユル坪数	〃	〇、五
一〇〇坪ヲ超エ二〇〇坪迄	〃	二、〇
五〇坪ヲ超エ一〇〇坪迄	〃	一、五
	〃	一、〇

以上により社宅料を算出するには

- (1) 建物等級別点数×建坪数×戸別係数＝建坪点数
- (2) 建物畳数点数×畳数＝畳数点数
- (3) 敷地坪当点数×敷地総坪数＝敷地点数
- (4) 賃率×{(1)+(2)+(3)}×(1－参酌率)＝社宅料

賃率は左の如くであつた。

一ヶ月一点二付賃率		
三池	五厘	山野
田川	四厘五毛	神岡
串木野	四厘	砂川
		川上
		一厘五毛

「条件参酌」は、同一事業所内でも市町村を異にする社宅あること、なほ三池、田川の如きがあり、戸数割賦課率など甚しい懸隔もあるので、その後同年十一月、各事業所社宅料内規中、条件参酌の項を改正し、これに戸数割を加へ、なほ参酌割引率を三割迄引上げた。その準用例として三池の分を挙げると

社宅居住者	給料	従来ノ料金	内規ニヨル場合	秘書通課ニヨル場合	三池決定ニヨル料金
A	275円	14円	77	35円	40
B	270	14	21	32	40
C	250	18	81	30	0
D	219	8	61	21	90
E	203	9	94	20	30

か、る料金の引上に反し、当時の不況は一般的に貸家料の値下となり、三池の社宅から市中の借家に移るものが続出、昭和七年三月には四十余戸の空社宅を生ずるに至つた。そこで三池所長協議会では、対策として社宅料の最高限度を、昭和五年十月改正内規の本文「月給二五〇円以上月給百分の十二……」の範囲に止むる事として本店の承認を得、社宅料は相当緩和さるゝ事となつた。

昭和九年六月、社宅料金算定方法は更に改正され、建物の良否及び居住者の給料双方を標準とし、両者の産出合計を料金とすることとした。この結果料金は従来約半額に低下したが、これは当時から漸く軟化し來つた財界の景観を反映したものである。改正の内容は現行内規であるから記述を省略する。

第二項 管理実務

田川 明治三十四年一月、社宅貸与内規を定め、畳表一ヶ年、障子襖風呂五ヶ年を保存期間とし、期間内の破損は自弁修理、一切の公課をも負担の事とした。

同年八月、職員社宅に各部落別の名称を附し、月番制度を布く。月番は書く社宅毎の居住者看輪番で当り、公共上の修繕、衛生に留意、事務所との連絡に任ずる外、社宅毎の吉凶慶弔申合を主宰した。

大正十一年六月、本店制定の「各事業所社宅料内規」により、畳表替襖張替は最初の一面のみ社費。以後は居住者の負担と改め、地税及び其附加税以外の公課を負担せしむる事とした。

同年十月、従来の社宅等級（一等より五等）を撤廃し、以後は身分によらず業務の關係、家族の多寡等を参酌して貸与する事となる。

大正十四年七月、「月番」を廃し「級長」を置く。級長は任期一ヶ年、組内居住者の互選とし、任務は月番と大同小異であつた。

昭和十三年十二月、新築社宅から始めて、各社宅に庭樹及び庭石一戸当り六

〇円程度のものを、家付として入れる事とした。従来社宅替の際、自己所有の植木類を根こそぎ移植してしまふので、跡は見る影もなく荒廃してしまふ、これを防ぐための施設である。

昭和十四年十二月、組長互選を廃し、翌年一月から庶務課長の手許で適任者を選任する事とした。同時に級長の相談役として、各方面に代表者（区長に相当）を置く事となり、五名の選任を見たのである。

三池 三池ではこの五十年間、社宅不足に終始してゐる、しかし、最初は社宅建設の趣旨が、事業上の必要者（主として技術者）を現場附近に置くにあつたので、一般職員として別に不平はなかつた。模様である。然るに追々学校卒業の事務者も増加し、技術者とは初任級からして懸隔がある上に、社宅は貰へぬといふ不満を訴ふるに至つた。そこへ社宅も漸次増加したので、入舎の標準に於て事業上必要不必要の限界が怪しくなりかけた。更に最近借家が著しく払底し、例へば月給は百円の係員が丙号社宅に入つた場合の社宅料は約六円であるが、この程度の家を市内で借ると二十五円を下らない。そこで社宅を要望する声が昂まり、この対策が甚必要となつた。これがため昭和十二年八月、次の標準を定めて極力公平を期する事とした。これが田川山野等と趣を異にする点である。

禁則	入居順位	社宅入居標準 三池全事業所（昭和二一、八、一）			
		特甲社宅	甲号社宅	準甲号社宅	入居資格者
		管事、管事補ニシテ事務長技師以上ノモノ	管事補ニシテ事務長、技師長ニ非ザル者	管事ニシテ課長（補佐及事務長技師長ヲモ含ム）タル者	準甲号社宅
					参事ニシテ課長ニ非ザル者
					参事補
					乙号社宅
					丙号社宅
					丁号社宅
					書記、技手月給百円以上ノ者
					書記、技手月給百円以下ノ者
					雇員
					自宅所有居住者ニハ社宅ヲ貸与セズ
					各資格者間ニ於テハみ入居者ヲ先ニ、未入居者間ニ於テハ給料順
					入居者ニシテ下位社宅へ入居スル者ハ最下位社宅入居者ヨリ先ニス
					資格該当ノ社宅ヨリ優位ノ社宅ニハ統制上絶対ニ入居セシメザル事

なほ、三池の職員住宅は、鉱業所々属が大部分で、其他造務所、染料、製鍊等の所属もあるが、統制上鉱業所で管理を担当してゐる。

住宅の等級については、各事業所区々の名称があるが、多くは一等住宅乃至四等或は五等住宅までに分ち、最近の建設にかゝるものは甲号乃至丁号に区分されてゐる。今川上の例によると、同所では当初等級を等外、一等、二等、三等及び四等の五種としたが、昭和に入り四等住宅を改造して二戸建としたものがあり、従来の三等住宅と区別するため改造三等住宅と呼んだ。更に社管理の便宜上、等級別に通シ番号を附したので、例えば三等住宅六号（略して三等六号）といふが如く、戸数調査にも至便となつた。昭和十四年からは、新に建設の住宅は甲乙丙の番号等級に区別する事となり、一二三四各等住宅と甲乙丙各号住宅の二大種別が生じたが、同年現在では乙号のみ建てられ、甲丙両号は未建設である。なほ将来は旧来の等級をも、すべて甲乙丙の各等級に改める予定となつてゐる。

その他の事業所でも、大体は以上の例と大同小異である。

第三節 構造設備の変遷

第一項 明治時代

神岡 神岡は資料に乏しく、殊に明治四十年以前の状況は殆ど不明である。しかし大体に於て、特有の雪害を予防する必要上、敷地としては山間地形の用に工夫を凝らし、ために家屋の構造の如き、一様ではなかつた。明治四十二年八月、旧住宅を改造した丙号三戸建の一棟を見るに、木造板葺の平家造で、各戸八畳、四畳（以上押入付）、二畳の玄関と台所がある。端の一戸に接して湯殿と便所を設け、これを共同用としてゐる。これ等の住宅は、何れも縁側の外に萱（又は粗朶）を編んだものを吊り、防寒防雪用とし、これを「萱垂れ」と呼んだ。

三井組時代の「役宅貸与規則」（明治二一、一一）に「雪囲ハ住居人ノ自費、雪

卸シハ組員ヲ以テ支弁スベシ」とした、その「雪囲」である。

三池 明治二十二年八月、團事務長から「三池鉱山従事ノ役員居宅建設ノ件ニ付」として、委員（益田西村両氏）へ伺出てゐる。右によれば、将来必要に応じ建設すべき住宅は、一等家屋（事務員用）を建坪五十坪以内とし、仕様は「座敷廻り……上等杉材ヲ用ヒ敷居鴨居等ハ松材ヲ用フ天井ハ椴材椽ハ杉材ヲ用ヒテ張ル総テ用材ハ節ナキモノヲ撰用ス又床間違棚等ハ中等ノ木材ヲ以テ装置シ鴨居ノ上部ハ総テ塗壁トス畳建具等中等品ヲ用フ但シ座敷廻リノ建坪数ハ総坪数ノ半数ヲ超過セザルモノトス 台所廻り……総テ並ノ木材ヲ用ヒ畳建具等之ニ準ズ」この建築費一坪当り十八円とある。二等家屋は四十坪を最大限とし、総て並材を用ひて、違棚等は設けない。建築費坪当り十五円以内であつた。然るに三十年五月、島田事務長より社長宛の申請書では、当時既に一戸建住宅は坪当り平均三十二円九十銭五厘、二戸建に於ては二十九円五銭七厘に騰貴してゐる。

山野 創業當時は採光排水の考慮や将来の計画など別になく、住宅の方位個々不定、建坪数も極めて切詰めたものであつた。その大部分は小頭住宅で、二間或は三間、玄関なく、台所が唯一の出入口であつた。基礎工事の如きも簡単な玉石地形で、壁は真壁白漆喰塗とし、外部は焼板下見板張、屋根は小形地瓦葺（土地産）、敷地外部に三尺板塀を続らした。台所も土間に板製の流しと水甕、煉瓦の竈を据へたに過ぎず、建築用材は主として土地産の杉材松材を用いた。田川 一、二等住宅の外は設備甚だ不完全、即ち三等住宅で四間（八、六、四半、二の各畳）、四等で三間（六、四半、一二、五等に至つては六、四半の二間、極端なのは一棟四戸建六、二の二間しかなく、風呂は勿論、給水栓も便所も共同という酷いものであつた。従つて玄関に格子などはなく、外部から入込自在のため屢々盜難事件が起つたりした。

第二項 大正時代

社宅問題が、漸く熱意を以て考慮され出したのは、大正十年前後からである。これには未曾有の好況の余慶もあつた。

山野では、大正九年以後は二戸建が普通となり、室数も一戸四室程度以上、中には夜勤者の安眠を考慮した二課建も建設された。これ等は殆んど玄関附で、南側に縁側を設けたものであつた。浴室は工手長以上の社宅にのみあり、下級社宅では専ら共同浴場使用したが、これは山野のみでなく、何れの事業所でも昭和十年前後までさうであつた。

大正時代には、敷地も漸く計画的になり、方位も考慮されるようになった。基礎工事の如きもコンクリート地形とし、台所など煉瓦又はコンクリート造りとする等、相当に進歩を見てゐる。

この頃から、本店でも職員社宅の改造については意を用ふところあり、大正十二年七月、社宅設計案を社内で懸賞募集したが、募集の要旨は「職員社宅として内容外観充実し、最も経済的且つ衛生的」な設計といふのであつた。これをキツカケとして、田川の如きも大正十三年三月から、二間式社宅に四畳半を増築したり、六、二の四戸建を二戸建に改造（一戸六、六、二、二となる）したり、続いて雨障子（硝子戸）の建込み、共同便所の廃止、給水栓の各戸引込等順次施工、更に明治時代から問題となつてゐた玄関格子戸の取附なども行はれて、不体裁なりし社宅も著しく面目を改むるに至つた。

三池では、大正十三年、敷地利用を主眼とする新式二階建社宅を設計し、市内松原町、大正町に於て合計十八棟を建設したところ、非常な好評を博した。本店の企図する社宅の標準化が、三池ではこれで初めて実行された。

第三項 昭和時代

昭和十一年、当社は社宅設計を懸賞募集したが、社内より五十九名が六百十枚を提出した。これは優秀な六十二枚を選んで翌十二年に「懸賞住宅設計図

集」を発行してゐる。かゝる募集は大正十二年にも行はれたものであるが、今回ののは特に「従来一定ノ規程ナキヲ以テ新規申請セラル、向ニ於テモ立案区々ニシテ統一ヲ欠キ不使少カラズ」「固ヨリ住居ハ各地方ノ風土、氣候又ハ土地ノ環境ニ適応セシムベキモノナレバ之ヲ画一的ナラシムル事ハ至難ナルモ社宅本来ノ趣旨トシテ入居者ノ資格ニ応ジ其程度及内容ニハ自ラ限界ヲ設クベキモノトノ見地ヨリ此際規程ヲ示シテ将来ノ計画ニ資セントス」と、その趣旨を明らかにし、社宅の種類及日設計上の注意を公表してゐる。その要点は次の如くであつた。

社宅の種類

社宅種別	様式	坪数(延坪)	室数
第一種 A	平家二戸建	一戸当り 二〇―二二	三
〃 B	二階二戸建	〃 二二―二三	三
第二種 A	平家二戸建	〃 二四―二六	四
〃 B	二階二戸建	〃 二五―二七	四
第三種 A	平家二戸建	〃 二八―三〇	五
〃 B	二階二戸建	〃 二九―三一	五
〃 C	平家二戸建	〃 二八―三〇	五
〃 D	二階二戸建	〃 二九―三一	五
第四種 A	平家二戸建	〃 三四―三六	六
〃 B	二階二戸建	〃 三五―三七	六
第五種 A	平家二戸建	〃 四一―四三	六又六七
〃 B	二階二戸建	〃 四二―四四	六又六七

設計上の注意としては、①全部に便所及び浴室を設く②台所に近く物置場建設の余地を存する事③寒帯地方では社宅の等級に随ひ一坪乃至二坪二五の物置

を本家内に設くるを得、その坪数は別に加算する事④構造は木造とし間取に無駄なき事⑤室の配置は家族本位とし特に台所、浴室、便所、押入等の配置は便利且衛生的ならしめ、各室の採光換気保温に留意する事 等であつた。

以下は主なる各事業所の昭和時代に於ける概況である。

三池は昭和十年に現行の標準社宅（甲号乃至丁号）の設計を完成し、以後これを規準として続々新社宅が建てられて現在に及んだ。

田川は、昭和十一年度から共同風呂の撤廃に着手、各戸専用の風呂を取付ける事としたが、十四年末に於いては二部落を残して取付済みとなつてゐる。

山野は、昭和に入つて社宅を標準化し、更に道路、排水等にも一定の規準を設けて施工するに至つた。昭和九年以来の建築社宅は、出窓を多くし、洗面所を独立的に設け、炊事場に整理戸棚を取付けるなど、一段の進歩を見てゐる。一般社宅の共同風呂も、昭和十年には全く廃されて各戸に設けられた。社宅の様式は従来通りであつても、採光面を多く取入れたこと、板塀を区画立て、めぐらしたこと、門をつけたこと等により、外観は長屋風を脱して、著しく近代住宅的となつた。構造も実用と体裁の調和に苦心して、総ての室に天井を設け、室の内外に欄間を附し、一般に家の高さや、内法の寸法を増して来た。用材も大正時代からの米材に、台湾材、南洋材を加へ、屋根材としては瓦以外にセメント瓦、スレート瓦をも利用してゐる。

北海道樺太事業所に於ては、社宅必須の備品としてストーヴがある。炊事用を兼ねた採暖用であるが、今代表的に川上について記せば、同所では最初から石炭焚用ストーヴを社給した。俗にズンドウ型と称する切立型で、これは現在炊事専用となつてゐる。座敷用には、昭和二年、貯炭筒を有する「福祿ストーヴ」を採用し、今日まで右二種の型式以外は使用してゐない。薪焚ストーヴの如きは防火上の見地から、全く使用を許さぬ事となつてゐる。これ等のストーヴ用石炭は、酷寒にして積雪期間の長い樺太にあつては、米塩に次ぐ生活必需品であるから、社宅用石炭は最初から会社で配達してゐる。その値段も安価で、

昭和十四年現在では配達賃を含め廻四円である。

第四節 給水及電燈設備

給水は各事業所□も特筆すべきものが少い。こゝにはその最も異色ある田川の例のみを掲げる。

田川では、創業当初井戸水を用ひたが、涸渇続出するに及んで本坑（現在の第一坑）の炭礦倶楽部附近の高地へ、夫婦石の池水をポンプで押し上げ、これをタンクに溜めて附近社宅に配水した。しかし伊田方面では、社宅一軒に一日一荷宛の飲料水を人夫によつて配給し、洗濯や風呂水などは、彦山川や坑内水で間に合わせといふ不自由さであつた。然るに田川炭礦の前身たる田川採炭坑の経営者であつた豊州鉄道社が、当時伊田村字成道寺の彦山河畔に揚水ポンプを有し、自家機関東給水に使用してゐたのであるが、交渉の結果、炭礦側の自家発電の一部を以て、鉄道事業場に点燈する事と交換して、同社から分水を受ける事となり、明治三十四年八月、まづ後藤寺の大藪方面から初め、引続いて各所に及んだ。この交換契約は三十五年に至り九州鉄道に引継がれ、更に四十年には国有鉄道に改訂契約として引継がれて今日に及んでゐる。

右改訂契約は、従来九鉄の施設にかゝる右揚水、配水一切の設備を、無償で炭礦側の使用に任せたもので、爾来田川の給水は確固として炭礦側で保持される事となつた。

彦山川はその源を遠く英彦山に発し、彦山村、添田町、大任村を経て伊田町を貫流してゐる。これを伊田町成道寺橋附近に設置した井戸から揚水し、全山に配水するのであるが、往時の清冽な河水は今やその傍だになく、特に上流に多くの炭坑があつて、それが水洗式選炭を採用するやうになつた頃（昭和初期）からは、一層水質が悪化してゐる。故に河水の浄化には、非常な努力を傾注せねば、全山の保健上由々しき大事を來するおそれがあるので、取入口唧筒設備の強化、濾過池の拡大増設、殺菌装置の改善等、巨額の費用を投下して、濁度

の甚しい原水を透明無菌の良水として配水する。現在では全く大都市の上水道に何等遜色なきものとなつてゐる。

大正の末頃迄は、専用給水栓を使用するのは上級社宅のみで、四、五等社宅（これが大多数）では、二戸、四戸、甚しい処は八戸に對したゞ一個処の共同水栓を有するのみであつた。それが大正十三年頃から順次改良され、現在では少なくとも各戸二ヶ所以上の給水栓を有するに至つた。

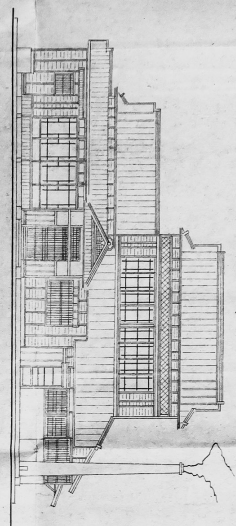
電燈設備については左の如く

事業所	創業当時	電燈設備	
三池	明二二以来行燈又ハ石油ランプ	明二七 自家発電所（七浦）ヲ以テ十六燭光ヲ各社宅ニ点燈ス	東邦電力会社ノ進出ヲ見ルニ至レリ
田川	明三三以来石油ランプ使用	明三四 自家用発電所工事落成ニ付キ点燈	昭六ヨリ従量制併用
山野	明三一以来石油ランプ使用	明三四 点燈開始十燭五〇錢十六燭六〇錢	昭六ヨリ従量制併用
砂川	大正初頭以来石油ランプ	大正九 初メテ電燈料規定ヲ設ク五燭一〇錢乃至三二燭五四錢	昭一二 全部従量制トス

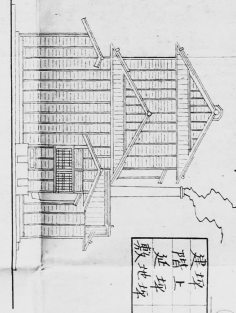
其他は概ね創業と共に電燈を点じたものである。

第貳番審査亭等 人選設計圖 三池鑛業所 坂井榮五郎 第貳番審査亭等

正立面圖

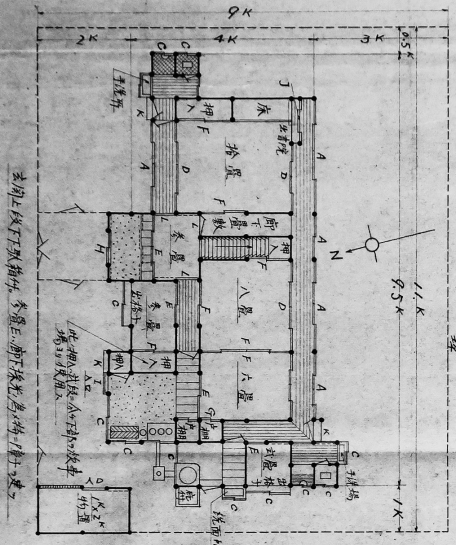


側立面圖

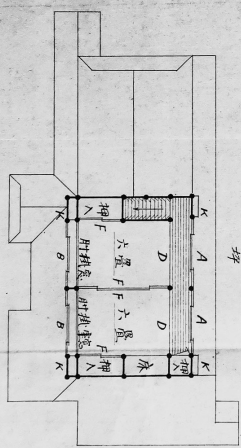


A 寢 B 寢			
A 寢		B 寢	
建坪	35,000	建坪	35,000
階上	10,000	階上	11,250
敷地坪	45,000	敷地坪	46,250
敷地坪	99,000	敷地坪	99,000

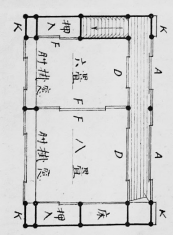
階下平面圖 (A) 寢 (B) 寢共階下平面、同様



A 寢 階上平面圖 10,000 坪



B 寢 階上平面圖 11,250 坪



大正拾貳年拾月
三池鑛業所建築
坂井榮五郎

図1 A 壹戸建築入選設計図 三池鑛業所 坂井榮五郎 (三井文庫所蔵)

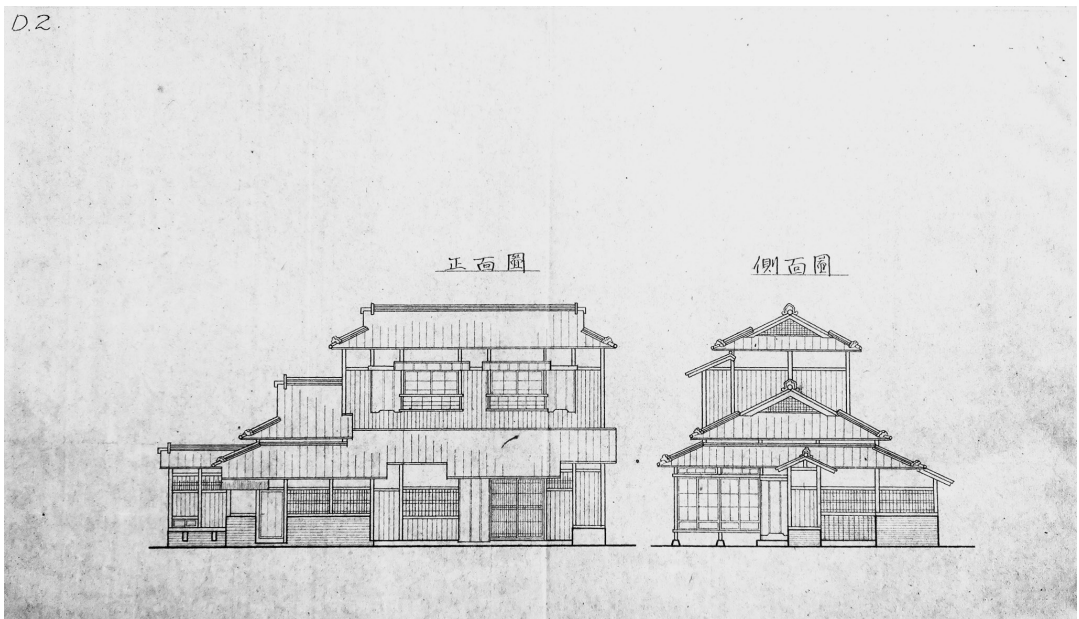
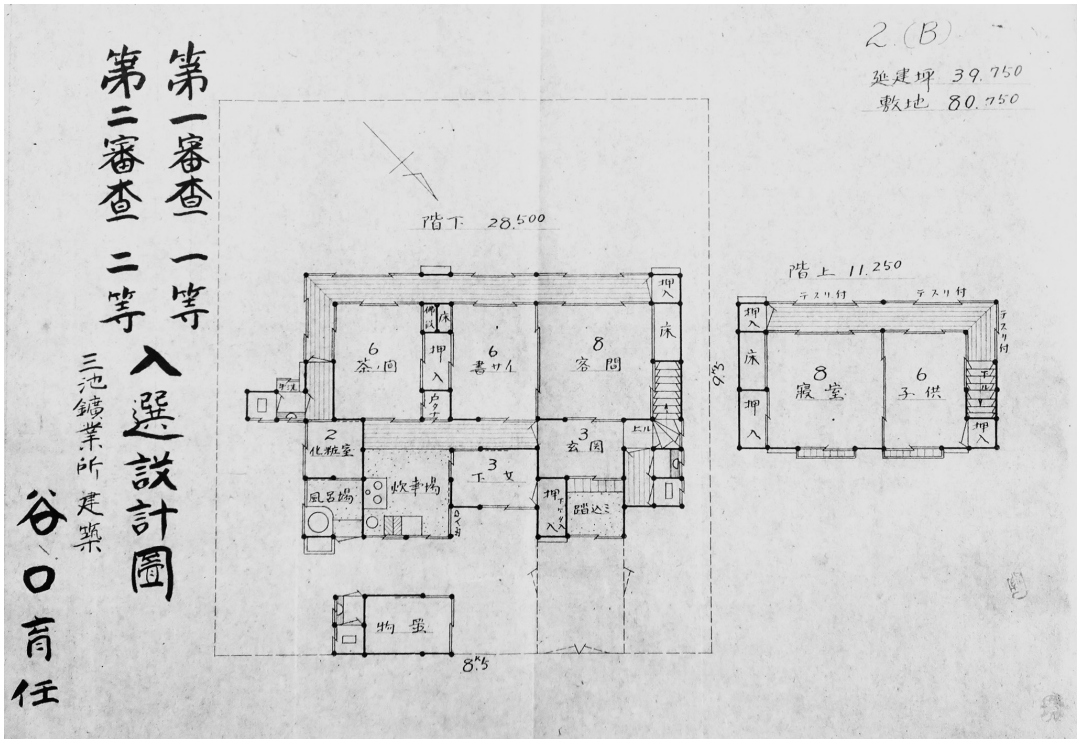


図2 2 (B) 入選設計圖 三池鑛業所建築 谷口育任 (三井文庫所蔵)

上 階上・階下平面図、下 正面図、側面図

戸別

職員社宅

建坪 1棟當り 55坪 1戸當り 27.5坪

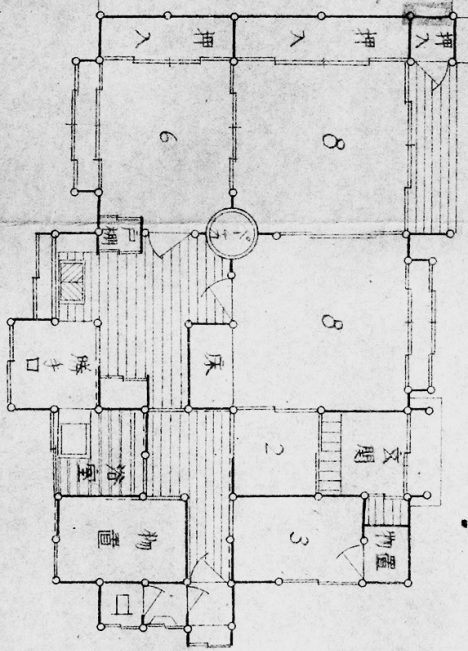


図3 戸別 職員社宅平面図 (三井文庫所蔵)

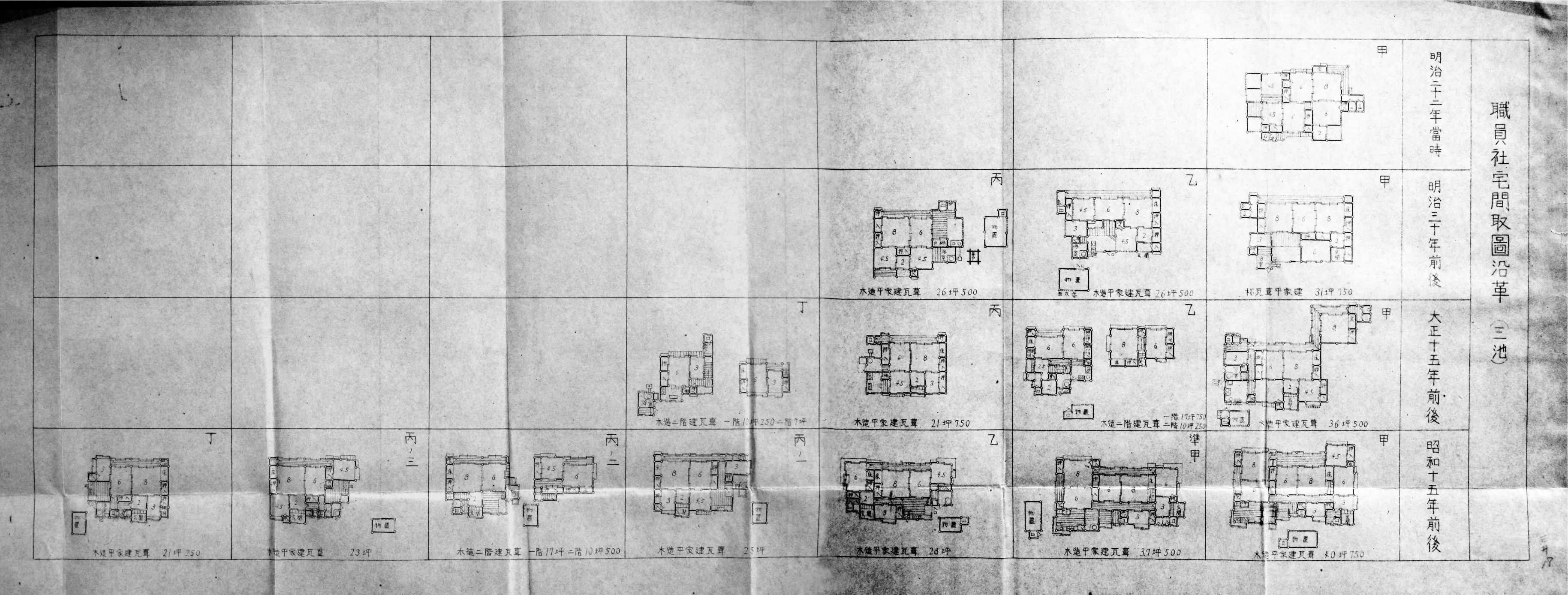


図4 職員社宅間取図沿革（三池）（三井文庫所蔵）